

○航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を改正する告示案

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 航海用具</p> <p>第一節～第十三節（略）</p> <p>第十四節 船舶自動識別装置等（第二十四条・第二十四条の二）</p> <p>第十五節～第二十六節（略）</p> <p>（船舶長距離識別追跡装置）</p> <p>第二十四条の二 規程第四百四十六条の二十九の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 海上保安庁に対して、六時間毎に次に掲げる航海の情報を自動的に送信することができるものであること。</p> <p>イ 船舶長距離識別追跡装置の識別番号</p> <p>ロ 位置</p> <p>ハ 時刻</p> <p>二 情報の送信間隔を遠隔制御により設定できるものであること。</p> <p>三 要求された場合に自動的に情報を送信することができるものであること。</p> <p>四 規程第四百四十六条の二十四に規定する衛星航法装置と直接接続されたもの又はこれと同等の衛星測位が可能な装置を備えたものであること。</p> <p>五 船上で電源を切断すること又は情報の送信を停止することができるものであること。</p> <p>六 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 航海用具</p> <p>第一節～第十三節（略）</p> <p>第十四節 船舶自動識別装置（第二十四条）</p> <p>第十五節～第二十六節（略）</p>

○航海に関する記録を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百三十九号）の一部を改正する告示

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 船員法施行規則（以下「施行規則」という。）第三条の十九第二項の国土交通大臣が告示で定める航海に関する記録は、航海の安全を確保し、かつ、航海に関する状況を詳細に復元できるように配慮して作成しなければならない。</p> <p>2 航海に関する事項は、原則として次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 その他</p> <p>イ 二（略）</p> <p>ホ 施行規則第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかったときの詳細に関する事項</p> <p>3 4（略）</p>	<p>1 船員法施行規則（以下「施行規則」という。）第三条の十七第二項の国土交通大臣が告示で定める航海に関する記録は、航海の安全を確保し、かつ、航海に関する状況を詳細に復元できるように配慮して作成しなければならない。</p> <p>2 航海に関する事項は、原則として次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 その他</p> <p>イ 二（略）</p> <p>3 4（略）</p>